

単 価 契 約 書

京都府公立大学法人を甲とし、を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり単価契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名、品質等 別紙のとおり
- (2) 予定数量 別紙のとおり
- (3) 契約単価 別紙のとおり（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 別紙のとおり）
- (4) 契約期間 令和8年12月1日から令和9年10月31日まで
- (5) 納入場所 京都府立医科大学
- (6) 支払方法 口座振替
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年3.0パーセント

(納入及び検査)

第2条 乙は、前条第4号の契約期間中甲の発注あるごとに、その都度指定する期限までに同条第1号の目的物を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。

5 目的物の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

第3条 目的物の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、目的物の引渡し後に生じたこれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第4条の2 甲は、契約期間が満了するまでの間は、第9条第1項及び第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(支払)

第5条 乙は、目的物の引渡し後適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に請求金額を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に請求金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第8号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第6条 甲が第2条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、第2条の指定期限までに合格品を完納できないときは、指定期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、第2条の発注に係る代金に対し第1条第8号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第5条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契

約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約不適合）

第 8 条 甲は、目的物の引渡し完了後に、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）と認めたときは、乙に対し代品納入、目的物の修補又は代金減額を請求することができる。この場合、契約不適合によってこの契約の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、前条第 1 項後段の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 2 条の発注後、乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、発注が予定数量の 3 分の 2 以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第 10 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償の予定）

第12条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第13条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（関係法令の遵守）

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（契約単価）

第17条 この契約によって決定した単価に市場価格との乖離がある場合は、価格交渉を実施し、履行開始日に遡って交渉後の単価を適用することとする。既に支払いが完了している場合は、差額分を精算するものとする。

（契約の更新）

第18条 この契約は第1条に定める契約期間満了までに、甲が当該契約の更新について必要と判断した場合、乙と協議の上、更新できるものとし、以降期間満了ごとにこの例によるものとする。ただし、契約単価については、契約期間中における市場の状況変化等によりやむを得ないと判断される場合、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（協議）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年12月1日

甲 住 所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地
氏 名 京都府公立大学法人
理 事 長 金 田 章 裕 

乙 住 所

氏 名

